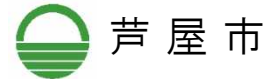


お知らせ

南芦屋浜南護岸等の試験開放の**時間変更**について

令和4年10月28日(金)から南護岸等の一部を試験開放しておりますが、**令和4年12月15日(木)から開放時間を変更します**。開放時間はこれまで6時～20時としておりましたが**8時～20時**に変更します。(南緑地東駐車場の開場時間も8時に変更します)

※時間を変更する門扉は南緑地東駐車場にある門扉のみです。(右下図参照)

※12月14日午後以降、海際には南緑地東駐車場の門扉からしか行けなくなります。

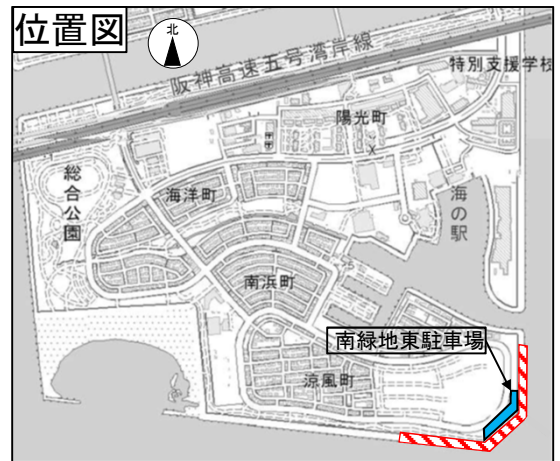
令和4年10月28日の開放から約1ヶ月が経過しました。その間、巡回等を行い利用状況を確認してきましたが、下記のような事象が発生しておりますので、周辺で発生する違法行為の防止と、よりよい住環境を確保するという観点から開放時間を変更します。早朝の護岸開放が違法行為や迷惑行為の発生要因の一つであると考えられますので、時間変更により抑制したいと考えています。

なお、既にお伝えしておりますが、利用される方のマナー等が悪い場合は、開放予定期間の経過を待たずに閉鎖することがありますので、今後も法の遵守、利用マナーの向上にご協力いただきますようお願いいたします。

1. バイクが歩道を走行して駐輪場まで近づく(違法)
2. 周辺の道路や住宅地に車やバイクを駐車して護岸の開放区域を利用する(違法)
3. 開門時間の1時間以上前(早い場合は4時台)から駐車場に来て門の前に並び、会話や釣りの準備を行う(マナー)【周辺は静かな住宅地で早朝は通常の話し声や小さなもの音でも響きます】

試験開放の概要

1. 期間
令和4年10月28日(金)～未定
※令和5年5月中旬に開放の継続について判断します[下記]
2. 時間
8時～20時(これまで6時～20時)
3. 区域(範囲)
約550m区間(右図の赤斜線範囲)
※南護岸南東部及び東護岸南側の一部
※海際への侵入は4箇所のスロープから可能



特に守っていただきたいこと

1. 開門及び駐車場の開場時間に合わせてお越し下さい(開門前に並ぶのはおやめ下さい)
2. 周辺の道路や住宅地に車やバイクを駐車することはおやめ下さい(違法です)
3. 護岸付近は釣り公園ではありません。散歩やジョギングを楽しむ方もおられますので、ゆずり合ってご利用下さい。(通路の真ん中に釣り具、テント、イス、自転車を置くのはおやめ下さい。)

開放期間の延長に関する判断

1. 時期
令和5年5月中旬
2. 判断方法
・利用マナーに著しく問題があると判断した場合は、令和5年5月20日頃を目処に閉鎖します。
・追加対策の必要性が認められるが、既対策により一定の効果が発揮されており、継続的な状況把握を行うべきだと判断した場合は開放を継続するとともに、範囲の拡大を行います。

お問合せ先:兵庫県 尼崎港管理事務所

06-6412-1411

芦屋市 都市建設部 道路・公園課

0797-38-2065